

平成 25 年 5 月 15 日

## 総合特別区域の第4次指定申請に関する意見募集について

内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 地域活性化推進室

総合特別区域の指定申請については、このたび、第4次指定の選考対象となる、4月30日までの期間に受け付けた申請書等を公表いたしました。総合特別区域の指定に当たっての評価に資することを目的として、当該申請書等の内容について、広く国民の皆様から意見を募集します。

### 1. 対象

- ・ 総合特別区域の第4次指定申請について

### 2. 意見提出方法

- ・ 意見は、下記宛先まで、電子メール又は郵送にて送付してください。
- ・ **意見提出様式（別紙）**
- ・ 氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者名）、お住まいの地域（法人又は団体の場合は主たる事業所の所在地）及び連絡先を明記のうえ、意見提出期限までに次のいずれかの方法にてご提出ください。

※電話によるご意見はお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：[sogotoc@cas.go.jp](mailto:sogotoc@cas.go.jp)

※ご意見はテキスト形式で送付願います。

※件名に必ず「総合特別区域の第4次指定申請に関する意見」とご記入ください。

#### （2）郵送の場合

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39永田町合同庁舎6階

内閣官房 地域活性化統合事務局 総合特区評価班 宛

### 3. 提出された意見の取扱い

- ・ 提出された意見は、「総合特別区域評価・調査検討会」にその概要を報告します。

※「総合特別区域評価・調査検討会」とは、総合特別区域に関する手続き等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、総合特別区域推進ワーキンググループが行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区の指定後の評価等に関する事項について調査・検討を行う機関です。

- ・提出された意見については、取りまとめの上、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス又はFAX番号を除き、概要について、公表を予定しています。
- ・ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合または個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・なお、意見に対する個別の回答は行いません。
- ・その他

ご意見をいただいた方の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認など、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、ご記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただきます。

#### 4. 提出期日

- ・平成25年5月15日（水）から5月29日（水）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

問い合わせ先

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

担当：太田、占部、遠藤

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

e-mail: [sogotoc@cas.go.jp](mailto:sogotoc@cas.go.jp)